

告 示

埼玉県選管告示第三十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
 第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
 投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和六年八月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア そんなの家大宮	埼玉県さいたま市大宮区三橋二 丁目五百六十一番地一
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア ラヴィーレ東所沢	埼玉県所沢市東所沢二丁目十番 地の四
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア ラヴィーレ狭山	埼玉県狭山市新狭山二丁目二番 地七
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア そんなの家Sひばり が丘北	埼玉県新座市野寺二丁目十九番 二十三号
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア そんなの家Sふじみ 野	埼玉県ふじみ野市南台一丁目十 五番十二号
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア ラヴィーレ上福岡	埼玉県ふじみ野市上福岡二丁目 六番七号
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア ラヴィーレふじみ野	埼玉県ふじみ野市苗間一丁目七 番二十一号